

警察法施行令の一部を改正する政令案参照条文

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（職員の設定）

第五十七条（略）

2 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

（地方警察職員の定員の基準）

第七条 法第五十七条第二項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりとする。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一、二四九人
青森県	二、二四一人
岩手県	二、〇九六人
宮城県	三、六二七人
秋田県	一、九一三人
山形県	一、九四八人
福島県	三、二〇三人
茨城県	四、六九七人
栃木県	三、三一三人
群馬県	三、三三六人
埼玉県	一、一三六人
東京都	四二、三九四人
千葉県	九、四九八人
神奈川県	一五、〇四〇人
新潟県	四、〇四五人
山梨県	一、六三四人
長野県	三、三二七人

沖繩県	二、五五三人
鹿児島県	二、九四七人
宮崎県	一、九七三人
大分県	二、〇二一人
熊本県	二、九八二人
長崎県	二、九八七人
佐賀県	一、六五三人
福岡県	一〇、五九二人
高知県	一、五六四人
愛媛県	二、三七五人
香川県	一、八〇五人
徳島県	一、五〇五人
山口県	三、〇四〇人
広島県	四、九九五人
岡山県	三、三九五入
島根県	一、四七四人
鳥取県	一、一九三人
和歌山県	二、一〇三人
奈良県	二、四一六人
兵庫県	一一、五五九人
大阪府	二〇、七一八人
京都府	六、三四六人
滋賀県	二、一九一人
三重県	二、九七四人
愛知県	一三、〇七七人
岐阜県	三、四一〇人
福井県	一、六五二人
石川県	一、九三〇人
富山県	一、九〇三人
静岡県	六、〇七九人